

藤沢市立小糸小学校「全校仲良し(豊かな人間関係)」のための基本方針 (藤沢市立小糸小学校いじめ防止対策基本方針)

子どもたちが自ら命の大切さや尊さに気づき、他人への思いやりの心が育まれるように、また大人も含めて共に人権意識を深め、幸せな日々を過ごせることが大切です。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となつた児童が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、当該行為の対象となつた児童がその行為に気づいていない場合でも、気づいたときに心身の苦痛を感じるものも「いじめ」に当たります。

「いじめ」に当たるか否かは、行為の対象となつた児童の立場に立って、その児童が心身の苦痛を感じているかによって判断します。

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティづくりに努めます。

(いじめの禁止)

本校児童は、すべての子どもたちが、笑顔で通える学校にするために、どんな理由があっても、相手を嫌な気持ちにさせたり、傷つけたりすることをしてはいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者、地域、その他関係する人々との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

(家庭との連携)

子どもたち一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのちを尊ぶ心」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、本校での教育活動だけでなく、家庭での取組みも重要です。よって学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組んでいきます。また、いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童双方の保護者を支援し、家庭と連携して、問題をよりよく解決していきます。

(地域との連携)

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのため、本校は保護者や地域の関係団体・藤沢市いじめ問題対策連絡協議会等と連携したり、学校運営協議会制度を活用したりするなどして地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

(児童会活動)

全校仲良し（豊かな人間関係）のために、本校教職員は子どもたちが自ら行ういじめ防止運動を支援し、子どもとともにいじめの防止等に取り組みます。

4月	1年生歓迎集会（異学年交流） 家庭訪問
5月	楽しい学校生活に向けて（代表委員会）
6月	いじめ防止スローガン作成（代表委員会） 学校生活アンケート
7月	藤沢西高校生との交流
9月	保育園、幼稚園との交流
10月	運動会（異学年交流）

1月	スポーツフェスティバル（異学年交流） 情報モラル教室 学校生活アンケート
2月	いじめ防止スローガン振り返り（代表委員会） 個人面談
1月	学校生活アンケート 学校評価アンケート
2月	保育園、幼稚園との交流
3月	お別れ集会（異学年交流）

2 いじめの防止等に関する内容

（1）いじめの未然防止のための取組

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・児童が自主的に行ういじめ防止に資する児童会活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、クラブ活動等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくように努めます。
- ・笑顔で通える学校、学級づくりを実現するために、学校における児童一人ひとりが安心できる「居場所づくり」に努めます。そして、児童が学校行事や委員会活動、学級での当番や係活動を通して「絆づくり」を進め、自己肯定感や自己有用感を高める取り組みをしていきます。

（2）いじめの早期発見のための取組

- ・いじめを早期に発見するため、家庭訪問、個人面談を年間計画に位置づけ、保護者と児童について話し合う機会をもつとともに、児童に対するアンケート調査を年3回行います。また、藤沢市いじめ相談フォームなど、本校児童や保護者がいじめに関わる相談をいつでも、だれに対してもできる環境をつくります。

- ・学校への相談は、①学級担任や児童支援担当教諭、養護教諭 ②スクールカウンセラー等が電話や連絡帳、面談で対応します。学校以外への相談窓口として、藤沢市いじめ相談ホットライン、藤沢市いじめ相談メール、24時間子どもSOSダイアルがあります。
- ・相談や通報のあった事案は、「小糸小学校いじめ対策組織」を通して情報共有に努めます。
- ・児童理解のための会議、研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取組

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援、いじめを行った児童への指導および支援とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調している児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

(4) 道徳教育・人権教育の充実

いじめにつながらないよう生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けるため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図ります。地域や学校など、様々な場面を通じて実践しているいのちを大切にする心をはぐくむための「いのちの授業」の展開を図る取り組みを進めます。

(5) 情報モラル教育の推進

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われる

いじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

3 「小糸小学校いじめ対策組織」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する実効的に行うため、「小糸小学校いじめ対策組織」を設置します。

(1) 「小糸小学校いじめ対策組織」の構成

- ・校長、教頭、児童支援担当、学年代表、養護教諭、スクールカウンセラー
- ※ 検討事項や事案内容に応じて、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤーなど依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

(3) 会議の開催

月に1回開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、緊急開催します。

※(1)～(3)については、入学時及び進級時に児童及び保護者に周知します。

※いじめに関する取組状況を学校評価アンケートに位置づけます。

4 重大事態への対処

(1) いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、教育委員会を通じて市長に報告し、教育委員会と協議の上、「藤沢市いじめ問題調査組織」を設置し、迅速に調査に着手します。いじめの重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止を目的に行います。

学校は、調査中においても、いじめを受けた児童の心情に寄り添い、状況に応じて継続的な支援を行います。いじめを受けた児童が欠席を余儀なくされている

場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行います。その際、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携します。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適切に情報提供および説明
- ・教育委員会を通じて市長への調査結果報告

以上